

〔徳川禁令考四十七〕道路家屋橋梁、慶安四卯年二月

道路築方、并下水さらむ方之儀町觸、

一町中道あしき所へは淺草砂を敷、中高に作り可申候、勿論どろあくたにて築申まじき事、

〔享保集成絲綸錄二十九〕寛文八申年二月

一町中海道をほり、諸道具を埋置申ニ付道せばく、往行之さわりニ罷成候間、自今以後、海道江諸道具埋間敷候、今ほど埋置候者、早々ほり出し、海道を能作りなをし可申候、若相背候ハ、急度可彼仰付候間、少も油斷有間敷候以上、

二月

〔徳川禁令考四十七〕寛文十戌年八月

跡々より御免之外、河岸通に土藏無用之事、

一町中河岸通に土藏立候事、跡々より御赦免被成候、河岸之外、堅無用に可仕、縱御赦免被成候、河岸通たりといふとも、新規に土藏造申候ハ、兩御番所江御意を請作り可申候、但瓦土藏、ぬりたれ藏之外ハ、板葺かや葺之家など立置候ハ、早々崩し取可申事、

八月

〔徳川禁令考四十七〕明暦三酉年自三月至八月

普請作事之定

一町中作事仕候砌、地形築候とも、兩頗高下無之様に申合並能地形築可申候、海道隣町之つり能やうに築可申候、むさと口まゝに築申間敷事、

三月

〔享保集成絲綸錄二十九〕明暦三酉年四月